

# 第8 予防行政の現況

## 主な内容

- 火災予防思想の普及
- 民間防火組織
- 自主防火体制
- 消防用設備等
- 表示・公表制度
- 消防設備士試験
- 消防設備士講習



## 第 8 予防行政の現況

### 1 火災予防思想の普及

- (1) 秋季全国火災予防運動（毎年 11 月 9 日～15 日）及び春季全国火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」（令和 7 年度全国統一防火標語）

火災多発期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐために、昭和 24 年から春秋の 2 回、全国一斉に火災予防運動が行われることになった。

秋の火災予防運動は昭和 28 年以後、毎年 11 月 26 日から 1 週間、春の火災予防運動は昭和 30 年以後、消防記念日（3 月 7 日）を中心に 2 月末日から 2 週間とされてきたが、平成元年度から秋の火災予防運動については、昭和 62 年度から設けられた「119 番の日」と関連付け、相乗的な効果があげられるよう 11 月 9 日から 11 月 15 日まで、また、春の火災予防運動については、3 月 1 日から 3 月 7 日までに集中することとされた。

県内においても、国が定めた全国一斉実施事項を中心に、県及び市町村の広報宣伝活動により火災予防思想の普及を図り、市町村消防機関の行う消防ひろば、防火パレード、防火作品展、消防訓練、独居老人家庭及び一般家庭の防火指導等多彩な運動が展開された。

- (2) 車両火災予防運動（3 月 1 日～7 日）

車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図ることにより車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の主唱により、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (3) 全国山火事予防運動（3 月 1 日～7 日）

林野火災が例年晩秋から春先にかけての乾燥期に多く発生することにかんがみ、国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に努めるため、消防庁と林野庁の主唱のもとに、春季全国火災予防運動期間に合わせ全国一斉に実施された。

- (4) 文化財防火デー（1 月 26 日）

昭和 24 年 1 月 26 日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として昭和 30 年以来、毎年 1 月 26 日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の主唱により実施されることとなった。

- (5) 防火の日（毎月 19 日）

県民への防火思想の普及浸透をより一層図ることを目的として、愛知県と愛知県消防協会の主唱により、昭和 48 年愛知県消防大会において「毎月 19 日は防火の日」とする旨決議され、昭和 49 年 1 月 19 日以来実施され、今日に至っている。

## (6) 119 番の日

国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的に、消防庁は、自治体消防 40 周年の記念事業として、昭和 62 年から毎年 11 月 9 日を「119 番の日」として的確な 119 番通報の呼びかけ等を各消防機関において実施しているが、平成元年からは、秋季火災予防運動期間の初日と関連づけられている。

## (7) 林野火災への注意喚起（1 月～5 月）

令和 7 年 2 月に岩手県大船渡市において発生した大規模な林野火災を受けて、消防庁及び林野庁が開催した検討会の報告書を受け、気象庁は令和 8 年 1 月以降、記録的な少雨時に「少雨に関する気象情報」において新たに林野火災を明示して火の取り扱いについて注意を呼びかけている。愛知県では、この発表がされた際に、SNS で県民に対し、火の取り扱いに対する注意喚起を行っている。

# 2 民間防火組織

## (1) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や各家庭における火災の防止を図るとともに、火に関する諸原理を実際に即して勉強させ、学校において教育させるべき社会科、理科及び家庭科の学習の補助を目的とするものであって、昭和 25 年少年消防クラブ取扱要綱が制定され、学校、消防署又は市町村を単位に全国的にクラブの結成が始まり、続いて昭和 28 年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長 消防庁長官）が設けられた。愛知県では長らく本協議会の支部として活動してきたが、全国組織の解散に伴い平成 27 年 6 月からは「愛知県少年消防クラブ運営協議会」として活動を継続している。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれ地域によって異なるが、主なものとして、視聴覚教育、実地見学、研究発表会、避難訓練、防火ポスター等の作成、火災予防運動への参加・協力であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

愛知県では、令和 7 年 5 月 1 日現在で、811 のクラブ、163,126 名のクラブ員が活躍しており、愛知県少年消防クラブ運営指導協議会では、県消防学校一日入校の開催、防火作品の募集、クラブ会報の発行、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行うとともに消防庁との連絡協調を図ってクラブの育成向上に努めている。（第 6-8 表「令和 6 年度消防表彰受賞者（その 6）」及び第 8-1 表「少年消防クラブの状況」）

## (2) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭において火を使用する機会の多い女性を対象に、火災予防の知識を養う必要があることから任意に結成されたものであり、消防職員、消防団員の指導のもとに各家庭の防火診断をはじめ、火気使用器具類の正しい取扱方法、消火器具の操作方法、防火講習会開催等の火災予防や火災時の処置方法及び怪我や急病に対する応急方法を習得するなど、地域の火災予防に関する取組において積極的に活動を行っている。

県内には、令和 7 年 4 月 1 日現在 3,704 名のクラブ員を擁した 180 のクラブが存在し、優良なクラブ及びクラブ員については、日本消防協会長表彰又は愛知県消防協会長表彰が行われるなど、充実した活動を展開し、予防活動の中核の一つとして重要な存在となっている。

(第 6-8 表「令和 6 年度消防表彰受賞者 (その 5)」及び第 8-2 表「女性防火クラブの状況」)

### 3 自主防火体制

#### (1) 防火管理制度

火災発生の防止と火災による被害の軽減を図るためには、市町村の消防力の充実強化とともに、国民自らによる火災予防体制を推進しなければ十分な効果をあげることができない。この制度の一つとして防火管理制度がある。

防火管理制度は、収容人員が 10 人以上の老人短期入所施設等又は収容人員が 30 人以上の特定防火対象物（劇場、公会堂、キャバレー、遊技場、料理店、百貨店、旅館、病院、老人デイサービス施設等、幼稚園、蒸気浴場、これらの用途を含む複合用途防火対象物、地下街等不特定多数の者が利用する施設、あるいは災害弱者が収容されている施設をいう。）及び収容人員が 50 人以上の非特定防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者のうちから防火管理者を選任させ、その者に消防計画の作成、これに基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など防火管理上必要な業務を行わせることにより、防火対象物の防火管理を徹底させようとするものである。

防火管理者は、主に消防長や県知事などが行う講習会の課程を修了した者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にあるものから選任することとなっている。

なお、昭和 61 年 12 月 9 日に消防法施行令が改正され、昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理制度は、甲種防火管理講習を修了した甲種防火管理者と乙種防火管理講習を修了した乙種防火管理者の 2 種類の防火管理者に区分されることになった。防火管理に必要な建物のうち、老人短期入所施設等、特定防火対象物で 300 m<sup>2</sup>以上又は非特定防火対象物で 500 m<sup>2</sup>以上の建物は甲種防火管理者から、それ以外の建物については甲種防火管理者又は乙種防火管理者から防火管理者を選任することになっている。

また、平成 18 年 4 月 1 日から防火対象物の管理形態の複雑化や、防災設備の高度化、さらに消防法令の改正などに対応し、防火管理者が防火管理を適正に行うために必要な最新の知識、技術を身につけるため、収容人数 300 人以上の特定防火対象物の甲種防火管理者に 5 年ごとの再講習の受講が義務付けられた。

過去の火災事例をみても、避難誘導、通報連絡、初期消火等が適切に行われず、あるいは、避難施設や消防用設備等が設置されているにもかかわらず、これらの使用方法を熟知していなかったため、被害を大きくした事例が数多くあり、特に昭和 55 年 11 月 20 日に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災は、ホテル火災としては、戦後最大の死者 45 名を出すという大惨事となった。この火災においても、防火管理面の不備が厳しく指摘されている。また、昭和 61 年 2 月 11 日に発生した静岡県熱川温泉ホテル大東館火災においては、特に、夜間における防火管理体制の徹底が指摘されている。

令和 7 年 3 月 31 日現在の防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況 (その 1)」に示すとおりであるが、防火管理者選任届出率は 85.3%、また、消防計画作成届出率は 81.2%となって

いる。

したがって、このような防火管理者の果たす役割の重要性にかんがみ、消防機関は、防火管理者の指導と再教育に力を入れるとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物に防火管理者が置かれていない場合には選任命令を発するなどして、防火管理の一層の徹底を図ることが必要である。

## (2) 統括防火管理制度

管理について権原の分かれている高層建築物や地下街等においては、避難訓練など防火管理業務が個別に行われるより、統一的、一体的に行われる方が有効である。

そこで、平成 24 年 10 月 19 日に消防法施行令が一部改正され、管理について権原の分かれている一定の建物については、管理権原者は、協議により選任した統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成や訓練の実施等防火管理上必要な業務を行わせ、その旨を消防機関に届け出ることを義務付けている。

統括防火管理を義務付けられている建物は、管理権原の分かれている防火対象物のうち、高層建築物（高さ 31m を超える建築物）、地階を除く階数が 3 以上で収容人員が 30 人を超える特定防火対象物、地階を除く階数が 5 以上で収容人員が 50 人を超える複合用途防火対象物（ただし、特定防火対象物に該当する複合用途防火対象物を除く）、準地下街及び消防長等が指定した地下街が該当する。

令和 7 年 3 月 31 日現在の統括防火管理実施状況は、第 8-3 表「防火管理実施状況（その 2）」に示すとおりである。

## (3) 防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年 9 月 1 日に東京都新宿区歌舞伎町で延べ面積がわずか 500 m<sup>2</sup>程度の小規模なビルにも拘らず、44 名が犠牲となる雑居ビル火災が発生した。大きな被害となった最大の原因は、防火管理体制の不備にある。近年は、防火対象物が大規模化、高層化する一方で、管理権原が複雑に入り組んだ雑居ビルも増加している。

そこで、このような社会情勢の変化を踏まえた上で、同様の事故の発生防止を図るため、平成 14 年 4 月 26 日に消防法が改正され、防火対象物定期点検報告制度を設けて防火管理上必要な業務、消防用設備等の設置及び維持、その他火災予防上必要な事項について点検し防火管理を徹底することとした。この制度は、一定の防火対象物の管理権原者が 1 年に 1 回、高度な知識を持つ防火対象物点検資格者に防火対象物の点検を実施させ、その結果を消防機関に報告するもので平成 15 年 10 月 1 日から施行された。

なお、令和 7 年 3 月 31 日現在の定期点検報告状況は、第 8-11 表「防火対象物定期点検報告等の実施状況」に示すとおりである。

# 4 消防用設備等

## (1) 防火対象物の実態

令和 7 年 3 月 31 日現在における県内の防火対象物（消防法施行令別表第 1(1)項～(19)項に掲げるもので(17)項及び(18)項を除き延べ面積が 150 m<sup>2</sup>以上のもの）の数は、第 8-4 表「防火対象物

数の状況」及び第 8-6 表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

## (2) 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持については、消防法第 17 条第 1 項の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物のうち消防法施行令で定めるものの関係者は、防火対象物の用途、規模、構造等に応じて消防法施行令、同施行規則で定める具体的な基準に従い、消火設備（消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、水噴霧消火設備等）、警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、漏電火災警報器等）、避難設備（避難器具、誘導灯等）、消防用水及び消火活動上必要な施設（排煙設備、連結送水管、連結散水設備、非常コンセント設備等）を設置し、維持管理することが義務づけられている。

これらの消防用設備等の設備及び維持に関する技術上の基準については、昭和 49 年 6 月 1 日に消防法が、また同年の 7 月 1 日及び 12 月 2 日に消防法施行令及び消防法施行規則がそれぞれ一部改正されて以来、特定防火対象物に対するいわゆる既存適及適用など逐次整備強化されている。

なお、昭和 62 年 6 月 6 日に東京都東村山市で発生した特別養護老人ホーム松寿園火災を契機に昭和 62 年 10 月 2 日に消防法施行令が一部改正され、自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設及び病院について、スプリンクラー設備及び屋内消火栓設備の設置義務面積の範囲拡大が昭和 63 年 4 月 1 日から施行されている。同様に、平成 2 年 3 月 18 日に兵庫県尼崎市で発生したスーパー長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店等についてもスプリンクラー設備の設置義務面積の範囲が拡大され、平成 2 年 12 月 1 日から施行されている。

また、消防用設備等の設置の適正化と設置された設備の機能保持の徹底を図るため、防火対象物の種類と規模に応じてその所有者等は、消防用設備等を設置した際にその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けるとともに、定期的に消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務づけられている。

なお、前出の新宿雑居ビル火災で多数の逃げ遅れによる死者が発生したことを踏まえ、同種の火災の再発防止を図るため、平成 14 年 8 月 2 日に消防法施行令が一部改正された。その中で、この種の対象物では、早期に避難を開始する必要があることにかんがみ、自動火災報知設備の設置対象が拡大され平成 15 年 10 月 1 日から施行されている。

近年の法令等の改正に関しては、平成 28 年 12 月 22 日、新潟県糸魚川市で小規模飲食店のコンロを原因とした火災が大規模な市街地火災に発展し、大きな被害（焼損床面積 30,213㎡、焼損棟数 147 棟、けが人 17 名）が発生したことをうけ、これまでは、飲食店等においては、延べ面積 150㎡以上のものに、消火器具の設置が義務づけられていたが、消防法施行令の一部が改正され、令和元年 10 月 1 日以降は、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けた小規模飲食店等においては、原則として、延べ面積にかかわらず消火器具の設置が義務づけられた。

## (3) 消防用設備等の設置状況

消防用設備等の設置状況については、第 8-7 表「消防用設備等設置状況」に示すとおりである。

これによれば、違反防火対象物（消防用設備等が防火対象物の過半部分にわたって設置されていないもの又は全く設置されていないもの）がまだ相当数存在しているうえに、設置済防火対象物でも非常電源、加圧送水装置、水源の水量、配線、配管等の一部が基準に適合していないもの（表中「うち一部違反」欄の数）があるので、これら消防用設備等の改修を必要とする防火対象物に対して、今後は、消防機関の立入検査の強化など指導體制の万全を期し、消防用設備等の完全設置を推進しなければならない。

#### (4) 消防用設備等の保守体制の設備状況

令和7年3月31日現在における消防用設備等の点検・報告状況は、第8-8表「消防用設備等の点検報告等の実施状況」に示すとおりであるが、報告率は全体で61.4%となっており、今後一層の啓発・指導に努めなければならない。

なお、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検を行わせることとされている。

#### (5) 防災規制

##### 防災物品の使用の現状

消防法第8条の3の規定により、旅館、ホテル、病院等の防災防火対象物において用いられるカーテン、どん帳、じゅうたん等の防災防火物品については、所定の防災性能を有するもの（防災物品）と定められている。

令和7年3月31日現在での県内の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第8-9表「防災物品使用状況」に示すとおりである。

#### (6) 立入検査及び措置命令の実態

消防機関は、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する等の立入検査を行っている。

令和6年度中に県内の消防機関が行った立入検査の実施状況は、第8-6表「防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況」に示すとおりである。

立入検査を行った結果、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合、その他火災の予防上必要があると認める場合には、消防法第5条の規定により権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でない等のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等には、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

さらに、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。

これらの措置命令は、警告書の交付等によってもなお正されない防火対象物に対して発動されるものであり、この措置命令を発しても正されない防火対象物に対しては告発等を行い、防火対

象物における消防用設備等の設置及び維持を確保するため完全を期さなければならない。

なお、平成 14 年 4 月 26 日の消防法改正により、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、立入検査の時間制限を廃止するとともに、措置命令（法第 3 条、第 5 条第 1 項及び第 5 条第 2 項等）の発動要件を明確化し、さらに、措置命令を行った場合の公示を義務付けている。

#### (7) 違反对象物に係る公表制度

消防機関が立入検査等により違反对象物を覚知した場合であっても、建物の危険性に関する情報が、消防法に基づく公示により利用者等に提供されるまでには相当の時間を要する。このため、重大な消防法令違反のある防火対象物について、早期に利用者等にその情報を公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すことを目的とし、火災予防条例に基づき違反对象物を公示する制度が「違反对象物公表制度」である。この公表制度は、平成 26 年 4 月 1 日以降、大都市の消防本部から順次導入されており、県内では名古屋市が平成 26 年 10 月 1 日から実施している。

なお、令和 2 年 4 月 1 日からはすべての消防本部で開始されている。

#### (8) 消防同意の実態

立入検査、措置命令と並んで予防行政の重要な柱をなすものに、消防法第 7 条の規定に基づく消防同意の制度があるが、これは建築物の新築、増築等について、特定行政庁等が許可、確認等を行う場合、事前に消防機関の同意を得ることを義務付けることにより、建築物の新築、増築等の計画の段階で消防機関が防火の観点からチェックし、予防行政の完璧を図ろうとするものである。

令和 6 年度中の県内の消防同意事務処理件数は、第 8—10 表「建築同意事務処理状況」に示すとおりである。同表中「指導有」とあるのは、防火に関する法令の規定に適合しないとか、あるいは、適法ではあるが更に防火上安全性を高める必要があるため指導するなどの理由により是正させる等行政指導を行った後に同意したものをいうが、消防同意事務は、その性格上、建築物について個別かつ具体的な判断が要求されるわけであり、個々の対象物についてきめ細かな行政指導を行うことが必要である。

## 5 表示・公表制度

表示・公表制度は、昭和 55 年 11 月に発生した栃木県川治温泉の川治プリンスホテル火災を契機として、昭和 56 年度から全国の消防本部等（消防本部と消防本部未設置町村をいう。以下同じ。）で実施している。

旅館・ホテルなど不特定多数の者を収容する防火対象物の火災による惨事を防止するためには、消防法令に違反する防火対象物に対する是正の手段として、法令上の措置をとるだけでなく、広く一般利用者に防火対象物の防火管理の状況・消防用設備等の設置状況等についての情報を提供することが防火安全体制の確立を図るうえで効果的である。そこで、一定の防火対象物について、一定の防火上の基準に達しているその旨を見やすいところに表示することにより、利用者に情報提供する制度である。

防火対象物定期点検報告制度が平成 15 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、「適マーク」制

度が廃止され、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示がなされていたが、平成 24 年 5 月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、「自主点検報告表示制度」に基づく「自主点検済証」の表示は廃止され、「適マーク」制度の仕組みを再構築した防火対象物に係る表示制度の運用が開始されている。

## 6 消防設備士試験

消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識と技能について行うもので、試験に合格し消防設備士免状を交付された者は消防用設備等の工事又は整備を行うことができる。

試験は、消防設備士免状の種類に応じ、甲種消防設備士試験（特類、第 1 類～第 5 類）、乙種消防設備士試験（第 1 類～第 7 類）に分かれている。甲種の免状では、工事と整備の業務を、乙種の免状では、整備の業務を行うことができる。いずれも免状の指定区分に応じた種類の消防用設備等の工事及び設備に限られている。

この消防設備士試験は、昭和 60 年度から知事が委任した（一財）消防試験研究センターが実施しており、令和 6 年度は試験を 3 回実施したが、受験者数等は第 8-12 表「令和 6 年度消防設備士試験実施状況」のとおりである。

なお、消防設備士の試験制度が設けられた昭和 41 年度から令和 6 年度までの実施状況は、第 8-13 表「年度別消防設備士試験実施状況」のとおりである。

## 7 消防設備士講習

消防用設備等に関する技術の進歩は著しく、これについての基準も技術の進歩に応じて改正されている。

そこで、消防設備士は、その業務を誠実にやり、消防用設備等の工事又は設備に関する技術の向上を図るため、常に新しい知識や技術を身につけておく必要があることから、消防設備士の講習制度が設けられ、受講義務が課せられている。講習の受講期限は、免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内、その後は講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごととされている。また、昭和 57 年度から（一財）愛知県消防設備安全協会に講習事務の一部を委託して実施している。

平成 9 年度から講習区分が改正され、多種類免状所有者の受講回数が低減されるよう措置されており、令和 6 年度までに実施した講習の受講者は第 8-14 表「消防設備士講習実施状況」のとおりである。

第8-1表 少年消防クラブの状況

令和7年5月1日現在

区分 団体名	計		区分 団体名	計		区分 団体名	計	
	クラブ数	クラブ員数		クラブ数	クラブ員数		クラブ数	クラブ員数
愛知県計	811	163,126	知多中部 広域事務組合	28	4,333	西春日井 広域事務組合	-	-
			半田市	13	1,909	清須市	-	-
名古屋市	50	664	阿久比町	4	742	北名古屋市	-	-
豊橋市	75	20,107	武豊町	4	764	豊山町	1	6
岡崎市	69	18,174	東浦町	7	918	蟹江町	-	-
一宮市	42	6,373	尾三 消防組合	54	15,991	設楽町	-	-
瀬戸市	25	9,539	日進市	13	4,264	東栄町	-	-
春日井市	52	5,404	東郷町	9	2,282	豊根村	-	-
豊川市	26	3,408	みよし市	12	3,024			
津島市	4	393	豊明市	11	2,856			
豊田市	103	18,967	長久手市	9	3,565			
西尾市	35	8,358	海部東部 消防組合	6	1,080			
蒲郡市	7	1,961	あま市	5	741			
犬山市	14	2,096	大治町	1	339			
常滑市	3	385	海部南部 消防組合	3	104			
江南市	10	1,685	弥富市	2	70			
小牧市	25	8,061	飛島村	1	34			
稲沢市	22	972	丹羽広域 事務組合	6	154			
新城市	1	291	大口町	3	104			
東海市	18	6,638	扶桑町	3	50			
大府市	9	986	知多南部 消防組合	10	519			
知多市	15	3,725	美浜町	5	315			
尾張旭市	9	1,607	南知多町	5	204			
岩倉市	1	30	衣浦東部 広域連合	50	14,535			
田原市	22	2,628	碧南市	12	2,662			
愛西市	7	1,487	刈谷市	-	-			
幸田町	9	2,465	安城市	29	9,142			
			知立市	7	1,208			
			高浜市	2	1,523			

## 第8-2表 女性防火クラブの状況

令和7年4月1日現在

区分 団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県女性消防 クラブ連絡協議 会加入状況	区分 団体名	クラブ数	クラブ員数	愛知県女性消防 クラブ連絡協議 会加入状況
愛知県計	180	3,704	14	海部南部消防組合	-	-	
名古屋市	2	47	△	弥富市	-	-	
豊橋市	38	353	○	飛島村	-	-	
岡崎市	29	499	○	丹羽広域事務組合	-	-	
一宮市	7	257	○	大口町	-	-	
瀬戸市	7	191	○	扶桑町	-	-	
春日井市	-	-		知多南部消防組合	-	-	
豊川市	1	21	○	南知多町	-	-	
津島市	-	-	○	美浜町	-	-	
豊田市	4	94		衣浦東部広域連合	18	1,053	
西尾市	1	59		碧南市	7	934	○
蒲郡市	1	20	○	刈谷市	-	-	
犬山市	-	-		安城市	11	119	○
常滑市	-	-		知立市	-	-	
江南市	-	-		高浜市	-	-	
小牧市	44	423	○	西春日井広域事務組合	-	-	
稲沢市	-	-		清須市	-	-	
新城市	1	18		北名古屋市	-	-	
東海市	-	-		豊山町	-	-	
大府市	-	-		設楽町	-	-	
知多市	7	123		東栄町	-	-	
尾張旭市	1	85	○	豊根村	-	-	
岩倉市	-	-					
田原市	1	16					
愛西市	-	-					
蟹江町	-	-					
幸田町	-	-					
知多中部広域事務組合	-	-					
半田市	-	-					
阿久比町	-	-					
東浦町	-	-					
武豊町	-	-					
海部東部消防組合	2	27					
あま市	1	13	○				
大治町	1	14					
尾三消防組合	16	418					
豊明市	15	379	○				
日進市	-	-					
みよし市	-	-					
長久手市	1	39					
東郷町	-	-					

※ 愛知県女性消防クラブ連絡協議会加入状況欄の△印は、1クラブのみ協議会加入

第8-3表 防火管理実施状況(その1)

消防法第8条関係

令和7年3月31日現在

防火対象物の用途別区分 (令別表第1の項別)			防火管理者 選任義務対象 者数(法第8 条第1項)	防火管理者選任状況		消防計画作成状況		
				選任届出数 (法第8条第2 項)	選任率 (%)	計画届出数 (規則第1 条第3項)	作成率 (%)	
1	イ	劇場・映画館	95	92	96.8	90	94.7	
	ロ	公会堂・集会場	3,906	3,586	91.8	3,498	89.6	
2	イ	キャバレー等	46	30	65.2	27	58.7	
	ロ	遊技場	313	291	93.0	288	92.0	
	ハ	風俗営業等	38	31	81.6	30	78.9	
	ニ	カラオケボックス等	169	162	95.9	159	94.1	
3	イ	待合・料理店	32	30	93.8	27	84.4	
	ロ	飲食店	6,201	5,102	82.3	4,913	79.2	
4		百貨店・店舗	7,093	6,238	87.9	5,971	84.2	
5	イ	旅館・ホテル	816	782	95.8	773	94.7	
	ロ	共同住宅	13,336	11,462	85.9	10,508	78.8	
6	イ	(1)	病院・診療所等	152	141	92.8	137	90.1
		(2)		64	60	93.8	59	92.2
		(3)		272	265	97.4	257	94.5
		(4)		1,000	891	89.1	870	87.0
	ロ	(1)	老人短期入所施設等	2,075	1,911	92.1	1,853	89.3
		(2)	救護施設	3	3	100.0	3	100.0
		(3)	乳児院	3	3	100.0	3	100.0
		(4)	障害児入所施設	14	14	100.0	12	85.7
		(5)	障害者支援施設	317	268	84.5	263	83.0
	ハ	(1)	老人デイサービス施設等	757	713	94.2	692	91.4
		(2)	更正施設	5	5	100.0	5	100.0
		(3)	助産施設、保育所等	1,749	1,703	97.4	1,648	94.2
		(4)	児童発達支援センター等	101	80	79.2	76	75.2
		(5)	身体障害者福祉センター等	398	363	91.2	349	87.7
	ニ	幼稚園等	390	384	98.5	381	97.7	
7		学校	2,351	2,238	95.2	2,152	91.5	
8		図書館	163	162	99.4	159	97.5	
9	イ	蒸気・熱気浴場	28	24	85.7	23	82.1	
	ロ	公衆浴場	48	46	95.8	40	83.3	
10		停車場	26	18	69.2	18	69.2	
11		神社・寺院	1,573	1,374	87.3	1,256	79.8	
12	イ	工場・作業所	2,847	2,656	93.3	2,476	87.0	
	ロ	映画スタジオ	2	2	100.0	2	100.0	
13	イ	駐車場	12	10	83.3	9	75.0	
	ロ	航空機格納庫	5	5	100.0	4	80.0	
14		倉庫	592	527	89.0	489	82.6	
15		事務所	5,094	4,247	83.4	4,013	78.8	
16	イ	複合用途(特定)	13,367	9,331	69.8	8,546	63.9	
	ロ	複合用途(非特定)	2,454	1,781	72.6	1,593	64.9	
16の2		地下街	7	5	71.4	2	28.6	
17		文化財	49	38	77.6	38	77.6	
計			67,963	57,074	84.0	53,712	79.0	

第8-3表 防火管理実施状況(その2)

消防法第8条の2関係

令和7年3月31日現在

区分	項目	統括防火管理 実施対象物数	統括防火管理者選任届出状況		
			統括防火管理者選任届出数	届出数(%)	
1	イ				
	ロ	3	3	100.0	
2	イ	5	4	80.0	
	ロ	4	2	50.0	
	ハ	9	9	100.0	
	ニ	2	2	100.0	
3	イ				
	ロ	154	141	91.6	
4		28	17	60.7	
5	イ	28	27	96.4	
	ロ	127	88	69.3	
6	イ	(1)			
		(2)			
		(3)	3	2	66.7
		(4)	5	4	80.0
	ロ	(1)	9	8	88.9
		(2)			
		(3)			
		(4)			
		(5)	1		
	ハ	(1)	5	5	100.0
		(2)			
		(3)			
		(4)			
		(5)	3	3	100.0
ニ					
7		4			
8					
9	イ				
	ロ				
10					
11					
12	イ	5	2	40.0	
	ロ				
13	イ	1	1	100.0	
	ロ				
14		2			
15		141	127	90.1	
16	イ	4,732	4,409	93.2	
	ロ	730	666	91.2	
16の2		7	7	100.0	
16の3		1	1	100.0	
合計		6,009	5,528	92.0	













第8-5表 中高層建築物数の状況

令和7年3月31日現在(単位:棟)

階別	計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階
団体名												
愛知県計	103,382	51,135	20,944	10,486	4,892	4,008	3,131	1,906	2,102	1,305	732	641
名古屋市	55,709	23,977	11,182	5,936	3,143	2,783	2,103	1,456	1,644	936	554	477
豊橋市	3,581	2,141	636	391	135	96	58	26	31	14	5	12
岡崎市	3,985	2,245	836	366	140	88	96	44	42	35	16	15
一宮市	2,558	1,153	565	300	147	88	107	44	58	31	18	20
瀬戸市	1,050	643	155	109	34	24	26	13	10	14	5	4
半田市	1,038	591	208	63	56	31	35	14	11	10	1	6
春日井市	3,628	1,935	716	508	140	87	91	27	30	42	17	15
豊川市	1,260	798	260	95	41	21	19	8	4	3	4	2
津島市	471	269	108	33	18	14	6	3	3	3	4	
碧南市	584	385	116	49	9	10	5	4	2	2		2
刈谷市	2,045	1,115	481	158	76	62	37	27	12	14	15	10
豊田市	4,115	2,161	905	423	182	126	98	38	50	31	17	15
安城市	2,066	1,039	463	193	73	70	62	27	28	19	13	8
西尾市	909	614	180	57	28	10	4	3	3	3		1
蒲郡市	924	630	162	50	25	18	14	7	7	3	5	1
犬山市	634	384	129	52	32	9	12	3	7	4		
常滑市	409	239	74	29	17	11	13	11	4	2	2	3
江南市	816	443	158	150	14	10	5	8	6	3	1	2
小牧市	1,736	959	388	153	59	48	35	24	18	22	11	3
稲沢市	1,112	611	253	95	35	26	33	9	14	12	8	3
新城市	221	172	28	9	9	1	2					
東海市	1,379	776	293	130	47	42	24	22	14	7	3	4
大府市	946	567	216	51	22	32	16	6	4	7	2	4
知多市	621	365	116	95	19	9	6	2	3	5		
知立市	934	517	175	143	22	19	20	5	11	3	5	2
尾張旭市	783	460	145	47	40	36	27	4	2	10	4	3
高浜市	363	217	93	31	7	7	1	1	1	1		1
岩倉市	678	365	133	102	18	17	10	10	6	3	3	3
豊明市	720	417	131	93	18	27	9	6	4	2	3	1
日進市	870	496	132	67	40	35	33	11	16	6	4	7
田原市	264	184	44	17	11	3	2	1	1	1		
愛西市	199	142	37	9	2	3	1		2	1		1
清須市	654	315	209	58	22	17	14	3	5	4	2	1
北名古屋市	963	631	196	55	29	12	12	7	5	5	2	3
弥富市	343	215	62	19	21	7	8	1	5	3		
みよし市	502	295	110	37	16	10	15	4		9	3	1
あま市	622	379	134	38	23	16	13	4	5	8		
長久手市	782	478	150	37	33	27	10	7	7	8	1	7
東郷町	271	154	26	49	9	7	17	1	2	3	1	
豊山町	196	123	36	19	3	6	2	2		4		
大口町	208	114	68	18	5	3						
扶桑町	179	128	40	4	3	2		1		1		
大治町	301	199	68	15	6	3	2	2		1		1
蟹江町	398	236	70	26	18	11	11	2	10	2	1	1
飛島村	108	78	21	7	2							
阿久比町	104	57	21	20	1	1		1	1	1	1	
東浦町	214	113	36	23	11	8	7	2	4	4	1	
南知多町	265	167	47	15	12	5	6	1	6	1		1
美浜町	127	97	19	5	3	2		1				
武豊町	266	157	57	27	13	6	2	2	1			1
幸田町	232	156	50	10	3	2	2	1	3	2		
設楽町	23	19	4									
東栄町	7	6	1									
豊根村	9	8	1									

第8-5表 中高層建築物数の状況

令和7年3月31日現在(単位:棟)

階別 団体名	14階	15階	16階	17階	18階	19階	20階	21階	22階	23階	24階	25階	26階 以上
愛知県計	959	921	22	21	29	28	24	13	9	11	8	9	46
名古屋市	676	681	16	10	25	22	10	8	8	9	5	8	40
豊橋市	20	7	2	1	2		1	1			1		1
岡崎市	25	24	1	6			5						1
一宮市	11	13			1		1	1					
瀬戸市	7	6											
半田市	2	9		1									
春日井市	8	11								1			
豊川市	3	2											
津島市	10												
碧南市													
刈谷市	20	14	1					1		1			1
豊田市	28	34				2	3	1					1
安城市	35	27		1	1	2	2		1		1	1	
西尾市	1	4					1						
蒲郡市		1				1							
犬山市		2											
常滑市	2	2											
江南市	12	4											
小牧市	10	4	1										1
稲沢市	6	6		1									
新城市													
東海市	8	8	1										
大府市	8	11											
知多市		1											
知立市	5	6						1					
尾張旭市		5											
高浜市	3												
岩倉市	4	3		1									
豊明市	3	6											
日進市	11	9				1	1				1		
田原市													
愛西市	1												
清須市	4												
北名古屋市	5	1											
弥富市	1	1											
みよし市	2												
あま市	1	1											
長久手市	5	12											
東郷町	1	1											
豊山町	1												
大口町													
扶桑町													
大治町	4												
蟹江町	7	3											
飛島村													
阿久比町													
東浦町	5												
南知多町	3												1
美浜町													
武豊町													
幸田町	1	2											
設楽町													
東栄町													
豊根村													

第8-6表 防火対象物数、立入検査及び消防用設備等設置検査実施状況

令和7年3月31日現在

防火対象物の区分	防火対象物数								立入検査	消防用設備又は特殊消防用設備等設置検査				
	総数	地上5階未満 (地下のみを除く)	地上5階以上	小計	うち地下1階	うち地下2階	うち地下3階以上	地下のみ		検査を要する対象物	検査届出対象物 令和6年度中	検査済 令和6年度中		
1	イ	160	152	8	160	15	2		51	136	21	14		
	ロ	3,771	3,739	32	3,771	87	2	1	881	1,860	223	99		
2	イ	55	53	2	55	1			15	23				
	ロ	370	342	28	370	23	2		93	325	31	19		
	ハ	52	38	14	52	10			17	53	2	1		
	ニ	175	147	28	175	15	1		39	167	17	12		
3	イ	40	40		40	3			11	63	1	1		
	ロ	5,484	5,362	121	5,483	130	4	1	2,482	1,974	138	91		
4		10,297	10,204	91	10,295	147	9	3	2,655	5,098	436	310		
5	イ	1,206	699	507	1,206	173	23	2	362	1,589	188	137		
	ロ	98,374	79,072	19,292	98,364	2,196	127	10	8,792	40,484	1,699	1,303		
6	イ	(1)	220	127	93	220	39	2		65	195	39	26	
		(2)	91	87	4	91	7			23	79	20	13	
		(3)	466	329	137	466	94	11	1	90	412	62	47	
		(4)	3,543	3,505	38	3,543	53	2		721	1,630	115	88	
	ロ	(1)	2,385	2,206	179	2,385	71	1	1	802	2,160	216	176	
		(2)	4	4		4				1	4	1	1	
		(3)	6	6		6				2	8			
		(4)	23	22	1	23				9	25	4	1	
		(5)	542	535	7	542	13			172	526	51	38	
	ハ	(1)	1,272	1,230	42	1,272	24			345	809	56	41	
		(2)	6	6		6				2	13	2	1	
		(3)	2,159	2,155	4	2,159	38	1		570	1,724	162	111	
		(4)	404	404		404	2			133	123	18	14	
		(5)	1,434	1,428	6	1,434	23	1		550	1,177	138	120	
	ニ	691	690	1	691	31			171	599	58	35		
	7		7,834	7,303	528	7,831	450	38	4	3	862	5,609	611	366
	8		314	308	5	313	45	8		1	84	183	29	16
	9	イ	42	41	1	42	7				15	33	4	3
		ロ	66	66		66	4				22	24		
	10		230	217		217	16	60	20	13	30	185	68	56
11		3,884	3,853	28	3,881	212	8	1	3	597	1,064	33	22	
12	イ	39,607	39,226	378	39,604	246	6	4	3	5,450	18,021	1,510	873	
	ロ	15	12	3	15	2				56	8	1		
13	イ	2,042	1,945	84	2,029	49	15	1	13	309	1,545	94	74	
	ロ	27	27		27					8	39	3	2	
14		23,300	23,075	223	23,298	111	2		2	3,238	8,803	479	313	
15		27,742	25,507	2,220	27,727	1,646	220	80	15	4,170	8,695	1,018	663	
16	イ	23,150	18,827	4,316	23,143	1,641	206	79	7	6,083	15,255	1,455	1,086	
	ロ	18,036	15,157	2,873	18,030	628	33	9	6	2,721	3,977	257	185	
16の2		8							8	51	8	6	6	
16の3		1							1		1			
17		236	231	5	236	11	3	1		72	87	3	2	
18		22	22		22					6	2			
19														
20														
合計		279,786	248,399	31,299	279,698	8,263	787	217	88	42,828	124,795	9,269	6,366	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その1)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	自動火災報知設備							ガス漏れ火災警報設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	対象 物数	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用					うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	132	128		3			1	8	8					
	ロ	1,813	1,674	7	139				15	15					
2	イ	33	32	3	1										
	ロ	343	340	2	2			1							
	ハ	50	48	4	2										
	ニ	177	177	2											
3	イ	28	27		1										
	ロ	1,893	1,791	79	93			9	2	2					
4		5,196	5,095	104	91			10	30	29		1			
5	イ	1,485	1,443	51	41			1	18	18					
	ロ	38,149	27,269	164	10,799	63		18	8	7		1			
6	イ	(1)	232	193	4	39				18	17	1	1		
		(2)	74	74	1										
		(3)	447	445	5	2				41	40		1		
		(4)	1,646	1,604	12	41			1	2	2				
	ロ	(1)	2,381	2,379	14				2	5	5				
		(2)	4	4											
		(3)	8	8						1	1				
		(4)	25	25											
		(5)	589	589	2										
	ハ	(1)	853	849	7	3			1	2	2				
		(2)	14	14											
		(3)	1,833	1,827	17	5			1						
		(4)	127	124		3									
		(5)	1,351	1,336	8	15				3	3				
	ニ	637	637	6											
	7		6,328	6,269	38	51	7		1	6	6				
	8		212	212	3					1	1				
9	イ	35	35	2											
	ロ	19	19	1											
10		192	190		2				2	2					
11		461	440	7	5	9		7	1	1					
12	イ	19,176	17,607	565	411	677		481	7	7					
	ロ	5	5												
13	イ	973	882	5	78	10		3							
	ロ	27	27	1											
14		8,793	8,263	173	297	86		147	3	3					
15		8,158	7,790	61	339	18		11	23	22				1	
16	イ	15,266	12,442	377	2,779			45	177	176		1			
	ロ	4,952	4,309	110	581	25		37	4	4					
16の2		8	8						7	7					
16の3		1	1						1	1					
17		232	210	5	19			3							
18															
19															
20															
合計		124,358	106,841	1,840	15,842	895		780	385	379	1	5		1	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その2)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	スプリンクラー設備								屋内消火栓設備							
	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	区画 設置	対象 物数	設置	特例			経過 措置	違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用						うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5等 適用			
1	イ	42	37		5			2	72	70		2				
	ロ	46	45		1			2	297	293	4	4				
2	イ								1	1						
	ロ	52	52	1				3	109	107		2				
	ハ															
3	イ								4	4						
	ロ	4	4	1					1	1						
4		489	486	5	2			1	8	611	578	5	20		13	
5	イ	115	106	3	9				7	532	411	2	118		3	
	ロ	1,944	592		1,305			47	1	8,389	1,640	8	6,703	35	11	
6	イ	(1)	142	136	3	2		3	1	6	54	52	2	2		
		(2)	49	46				3		3	23	23				
		(3)	181	179	5	2				3	124	121	1	3		
		(4)	14	14							73	70		2		1
	ロ	(1)	2,310	2,303	18	6		1		32	74	68		6		
		(2)	5	5						1						
		(3)	5	5						1						
		(4)	24	24						1	2	1		1		
		(5)	581	578	1	2			1	7	12	11		1		
	ハ	(1)	59	57		2					69	68	1	1		
		(2)									1	1				
		(3)	4	4							149	137		12		
		(4)									7	6				1
		(5)	33	31	1	1			1		29	29				
	ニ	13	13							104	103	1	1			
7		32	32						4,404	4,336	15	59	5	4		
8		2	2						93	90		3				
9	イ	2	2							14	13		1			
	ロ	1	1							12	12	1				
10		80	79		1					123	118		5			
11		6	6							156	117	2	18	14	7	
12	イ	55	53		2			1		7,190	5,991	109	306	382	511	
	ロ									1	1					
13	イ	4	4							11	9		1		1	
	ロ									5	5					
14		69	54	1	15			5		3,063	2,637	51	224	46	156	
	ラック	29	22		7			2								
15		140	139	41	1					2,801	2,449	18	310	19	23	
16	イ	1,340	1,269	13	68			3	24	1,664	1,218	48	442		4	
	ロ	96	64		32				1	944	695	16	222	10	17	
16の2		7	7							7	6		1			
16の3		1	1													
17		1	1							16	16					
18																
19																
20																
合計		7,951	6,434	93	1,456			7	54	109	31,289	21,554	286	8,472	511	752

第8-7表 消防用設備等設置状況(その3)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	漏電火災警報器					水噴霧消火設備等					
	対象物	設置	うち 一部 違反	特例		対象物	設置	うち 一部 違反	特例		違反
				32条 適用	違反				32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ					18	18				
	ロ	8	8			68	68	1			
2	イ	1	1								
	ロ	4	4			103	103				
	ハ ニ	1	1			6	6				
3	イ	3	3								
	ロ	127	123		4	27	27				
4		12	12			585	580	3	4		1
5	イ	19	19			243	240	6			3
	ロ	1,971	1,943		1	27	2,742	2,732	33	8	2
6	イ	(1)	1	1			51	51			
		(2)	3	3							
		(3)	2	2			102	102	1		
		(4)	57	55		2	14	14			
	ロ	(1)	14	14			67	67	3		
		(2)					1	1			
		(3)									
		(4)					1	1			
		(5)	2	2			8	8			
	ハ	(1)	6	6			10	10			
		(2)									
		(3)	30	30							
		(4)	4	4							
		(5)	4	4							
ニ	10	10			2	2					
7		4	4			154	151	7	2	1	
8		2	2			30	30				
9	イ	4	4			5	5				
	ロ	21	21			2	2				
10						15	13		2		
11		52	48		4	26	24		1	1	
12	イ	39	38			1	1,242	1,197	17	22	10
	ロ						6	6			
13	イ						1,245	1,234	12	5	1
	ロ						22	18			4
14		14	14			168	167	4	1		
15		40	40			1,682	1,636	40	43		
16	イ	120	117		1	2	1,735	1,727	84	8	
	ロ	78	77			1	511	506	14	2	2
16の2						7	7				
16の3											
17		4	4			5	4		1		
18											
19											
20											
合計		2,657	2,614		12	31	10,916	10,770	225	99	18
											29

第8-7表 消防用設備等設置状況(その4)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	非常警報設備						屋外消火栓設備						
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用			
1	イ	109	107	2	2		5	5					
	ロ	3,173	2,466	7	698	9	2	2					
2	イ	42	29	1	12	1							
	ロ	266	265			1	1	1					
	ハ	9	9										
	ニ	38	38	1			4	4	1				
3	イ	4	4				2	2					
	ロ	3,574	3,481	13	51	42							
4		3,270	3,210	6	44	16	44	34		9		1	
5	イ	372	368	4	2	2	3	3					
	ロ	9,070	5,853	11	3,169	48	42	22	1	17		3	
6	イ	(1)	124	122		2		4	3	1	1		
		(2)	36	34		2							
		(3)	212	209		3		12	12				
		(4)	932	918		11	3						
	ロ	(1)	331	314		17		1	1				
		(2)	12	12									
		(3)	3	3									
		(4)	6	6									
		(5)	34	33		1							
	ハ	(1)	226	217		9		1	1				
		(2)	9	9									
		(3)	397	380		17		1	1				
		(4)	50	49			1						
		(5)	195	191		2	2						
	ニ	257	252		4	1	2	2					
	7		3,790	3,780	4	6	4	76	63		13		
8		139	137	1	2		2	2					
9	イ	26	26				1	1					
	ロ	28	24		4		175	175	2				
10		49	49				3	3					
11		1,340	1,220	19	67	53	36	33		1	2		
12	イ	519	498	2	11	10	2,190	2,086	40	22	13	69	
	ロ	3	3				93	93					
13	イ	31	31				18	18					
	ロ	1	1				2	2					
14		186	181	1	2	3	1,003	962	10	18	4	19	
15		3,786	3,631	13	129	26	265	223	1	38	3	1	
16	イ	4,882	4,548	23	295	39	45	39		6			
	ロ	1,464	1,304	4	153	7	97	89		7		1	
16の2		8	8										
16の3		1	1										
17		21	21				10	10					
18													
19													
20													
合計		39,025	34,042	112	4,715	268	4,140	3,892	56	132	22	94	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その5)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	誘導灯					非常コンセント設備							
	対象物	設置	特例		違反	対象物	設置	特例			違反		
			うち 一部 違反	32条 適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用			
1	イ	130	126	1	4		1	1					
	ロ	3,663	3,176	16	483	4							
2	イ	65	62	2		3							
	ロ	386	381	4	2	3	1	1					
	ハ	66	61	2		5							
	ニ	184	183	2	1		2	2					
3	イ	38	36		1	1							
	ロ	7,169	6,919	94	190	60	1	1					
4		10,279	10,084	85	149	46	5	5					
5	イ	1,400	1,267	28	126	7	105	105					
	ロ	12,228	9,694	18	2,444	90	3,899	3,894	9	5			
6	イ	(1)	209	207	1	1	1	3	3				
		(2)	103	103	1								
		(3)	447	445	3	1	1	7	7				
		(4)	3,642	3,627	21	8	7						
	ロ	(1)	2,384	2,375	4	7	2	5	5				
		(2)	5	5									
		(3)	8	8									
		(4)	23	23									
		(5)	598	594	1	2	2						
	ハ	(1)	1,411	1,394	4	9	8						
		(2)	6	6				2	2				
		(3)	2,044	2,015	8	26	3						
		(4)	638	624		6	8						
		(5)	2,054	2,022	7	24	8						
	ニ	658	649	5	9								
	7		1,718	1,668	32	46	4	24	24				
8		178	177	1	1		1	1					
9	イ	41	41	1									
	ロ	52	51		1								
10		155	154		1		6	6					
11		552	471	6	71	10							
12	イ	6,378	5,580	80	407	391	3	3					
	ロ	4	4										
13	イ	434	380	2	49	5							
	ロ	15	15										
14		4,762	3,690	54	846	226	2	2					
15		9,895	9,127	53	668	100	102	102					
16	イ	17,991	17,332	239	515	144	444	444	2				
	ロ	4,188	3,931	45	198	59	181	181	2				
16の2		8	8				7	6	1				
16の3		1	1										
17		27	25		2								
18													
19													
20													
合計		96,237	88,741	820	6,298	1,198	4,801	4,795	13	6			

第8-7表 消防用設備等設置状況(その6)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	避難器具						排煙設備					
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用	
1	イ	27	24		3		9	9				
	ロ	551	494	4	53	4	19	18		1		
2	イ	25	21	1		4						
	ロ	86	83		1	2	18	16	1	2		
	ハ	40	39	3		1						
	ニ	96	96									
3	イ	18	16			2						
	ロ	1,265	1,198	54	10	57						
4		402	391	9	6	5	265	249	1	16		
5	イ	502	487	13	9	6						
	ロ	22,217	21,790	61	399	28						
6	イ	(1)	366	365	1	1						
		(2)	40	39	1	1						
		(3)	196	193	1	3						
		(4)	283	279		4						
	ロ	(1)	676	668	3	8						
		(2)	9	9								
		(3)	1	1								
		(4)	7	7								
		(5)	37	37								
	ハ	(1)	182	181	1	1						
		(2)	9	9								
		(3)	640	609		29	2					
		(4)	64	64	1							
		(5)	213	210		2	1					
	ニ	278	263		12	3						
	7		2,823	2,804	13	6	13					
	8		56	55		1						
9	イ	5	5									
	ロ	6	6	1								
10		2	2				65	60		5		
11		157	156	1	1							
12	イ	508	499	4	3	6						
	ロ	3	3									
13	イ	3	3				23	21		2		
	ロ	2	2									
14		182	180	1		2						
15		2,585	2,564	15	6	15						
16	イ	5,235	5,101	121	66	68	247	238	3	7	2	
	ロ	2,376	2,352	16	13	11	20	20				
16の2							7	4		3		
16の3												
17		6	5		1							
18												
19												
20												
合計		42,179	41,310	325	639	230	673	635	5	36	2	

第8-7表 消防用設備等設置状況(その7)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	連結散水設備						連結送水管						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1			1		5	5					
	ロ	2	2				14	14	1				
2	イ						24	24					
	ロ						3	3					
	ハ						14	14					
3	イ												
	ロ						25	24	1	1			
4		8	2		6		41	41	1				
5	イ	4	2		2		412	412	1				
	ロ	141	62	3	79		11,027	11,024	51	3			
6	イ	(1)	2	1		1	59	59	2				
		(2)					1	1					
		(3)	5	1		4	101	101					
		(4)					11	11					
	ロ	(1)					63	63					
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)						17	17				
		(2)											
		(3)	2	2				1	1				
		(4)											
		(5)	2	1		1							
	ニ												
7		57	37		19	1	320	318	2	2			
8		14	12		2		2	2					
9	イ	1			1		1	1					
	ロ												
10		21	6		14		12	12					
11		6	2		4		8	8					
12	イ	16	12		4		154	146	1	5	1	2	
	ロ	1	1				2	2					
13	イ	4	3		1		106	106					
	ロ						6	6					
14		4	3	1			118	116				2	
15		202	134	2	61	6	1,117	1,116	5			1	
16	イ	54	32		21		2,100	2,097	41	3			
	ロ	17	13		4		1,159	1,156	9	2		1	
16の2		1			1		7	6		1			
16の3													
17							4	4					
18							15	15					
19													
20													
合計		565	328	6	226	7	4	16,949	16,925	115	17	1	6

第8-7表 消防用設備等設置状況(その8)

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	動力消防ポンプ設備						消防用水						
	対象物	設置	特例			違反	対象物	設置	特例			違反	
			うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用				うち 一部 違反	32条 適用	17条の 2の5 等適用		
1	イ	1	1				7	7					
	ロ												
2	イ												
	ロ						2	2					
	ハ												
3	イ												
	ロ	1	1										
4		6	6				82	82					
5	イ	3	3				6	6					
	ロ	72	5		47	20	88	88					
6	イ	(1)					12	12					
		(2)					1	1					
		(3)					56	56					
		(4)											
	ロ	(1)						3	3				
		(2)											
		(3)											
		(4)											
		(5)											
	ハ	(1)											
		(2)											
		(3)						1	1				
		(4)											
		(5)											
ニ	1			1		2	2						
7		2	2			86	75		11				
8						2	2						
9	イ												
	ロ												
10						2	2						
11		6	5		1		5	5					
12	イ	1,135	1,125	18	1	2	7	1,160	1,142	12	4	3	11
	ロ												
13	イ	2	2					55	52		3		
	ロ							1	1				
14		238	233	4	2	1	2	260	257	2	1	1	1
15		157	151	1	6			226	223	3	3		
16	イ	11	7		4			159	159				
	ロ	30	29		1			76	71		3		2
16の2													
16の3													
17		2	2					1	1				
18													
19													
20													
合計		1,667	1,572	23	63	3	29	2,293	2,250	17	25	4	14

第8-8表 消防用設備等の点検報告等の実施状況

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	点検を要する防火対象物						報告済防火対象物						点検指定対象物					
	総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		総数	1,000㎡未満		1,000㎡以上		要点検対象物			報告済対象物				
		特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等	特定一階段等		1,000㎡未満	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等	1,000㎡以上	特定一階段等	1,000㎡未満で特定一階段等		
1	イ	160	59	101	121	38	83	55	101		2		83		2	1		
	ロ	4,200	3,752	448	2,979	2,586	393	55	448	12	6	1	391	10	5	11	1	
2	イ	61	60	1	23	23		55	1							2		
	ロ	393	154	239	278	80	198	55	239	3	1		197	3		2		
	ハ	62	62		39	39		55								20		
	ニ	180	143	37	117	90	27	54	37	4			27	3		14		
3	イ	41	37	4	18	15	3	55	4	1			3	1		1		
	ロ	8,732	8,652	80	3,796	3,731	65	55	80	10			64	8		152		
4		11,617	9,300	2,317	7,553	5,552	2,001	55	2,317	69	7	1	1,980	50	5	102	1	
5	イ	1,577	933	644	984	453	531	54	644	77	22	15	518	66	20	68	15	
	ロ	99,608	76,821	22,787	69,633	50,217	19,416	140	22,391		48	81	18,974		42		79	
6	イ	(1)	232	64	168	205	50	155	54	168	8	3		151	8	3	5	
		(2)	97	40	57	68	19	49	54	57	6			47	4			
		(3)	506	173	333	443	142	301	54	333	22	6		300	20	5	10	
		(4)	3,768	3,563	205	2,192	2,012	180	55	204	11	1		177	10	1	78	
	ロ	(1)	2,406	1,424	982	2,053	1,193	860	54	982	20	1	1	853	19	1	49	1
		(2)	4		4	4		4	54	4				4				
		(3)	8	6	2	5	4	1	54	2				1				
		(4)	26	15	11	19	9	10	54	11				10			1	
		(5)	608	530	78	503	436	67	54	78	2			67	2		26	
	ハ	(1)	1,415	1,230	185	1,037	873	164	55	185	3	1		160	3	1	24	
		(2)	6	3	3	4	1	3	55	3				3				
		(3)	2,368	1,772	596	2,024	1,491	533	55	596	5			523	5		15	
		(4)	623	612	11	330	323	7	55	11				7			20	
		(5)	2,094	2,025	69	1,384	1,327	57	56	69				56			66	
	ニ	732	445	287	568	325	243	56	287	13			241	10		4		
	7		7,865	3,127	4,738	6,838	2,605	4,233	139	4,520		10		4,004		10		
	8		314	182	132	280	155	125	140	122		4		114		4		
	9	イ	46	26	20	25	12	13	69	20				13				
		ロ	69	53	16	33	22	11	134	16				11				
	10		267	141	126	239	119	120	140	125				120				
11		3,446	3,122	324	1,716	1,472	244	141	316		1		236		1			
12	イ	39,157	28,033	11,124	22,272	13,566	8,706	140	10,432		33	2	7,952		31		2	
	ロ	12	10	2	5	3	2	140	2				2					
13	イ	2,194	1,425	769	1,460	837	623	140	752		42	81	597		35		60	
	ロ	27	7	20	16	5	11	140	5				5					
14		23,155	18,547	4,608	12,730	9,177	3,553	140	4,379		1		3,253		1			
15		25,781	19,899	5,882	16,600	11,707	4,893	135	5,703		187	39	4,674		171		36	
16	イ	23,427	18,162	5,265	13,110	8,671	4,439	61	5,265	151	128	33	4,394	127	114	354	28	
	ロ	15,965	12,997	2,968	8,377	5,889	2,488	140	2,923		39	23	2,446		35		20	
16の2		8	2	6	8	2	6	61	6				6		1			
16の3		1		1				61	1									
17		258	235	23	214	194	20	144	23				20					
18		16	9	7	8	3	5	144	7				5					
19																		
20																		
特定防火 対象物計		61,027	49,468	11,559	37,187	27,324	9,863	1,456	11,559	378	171	51	9,752	315	151	938	46	
非特定防火 対象物計		218,134	164,608	53,526	140,421	95,971	44,450	2,097	51,716		365	226	42,413		330		197	
合計		283,532	217,852	65,680	180,311	125,468	54,843		63,869	417	543	277	52,689	349	487	1,026	243	

※ 特定防火対象物は、1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回報告が義務づけられている。

第8-9表 防災物品使用状況

令和7年3月31日現在

防火対象物の区分	防火対象物数	カーテン等					じゅうたん等				合板				
		防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明	防災対象物品を使用		防災対象物品未使用	防災対象物品使用有無不明		
		防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品			防災物品	全部又は一部非防災物品				
1	イ	155	107	2	41	5	85	2	63	5	20	1	125	9	
	ロ	3,715	2,382	191	734	408	1,294	116	1,863	442	142	10	2,950	613	
2	イ	53	13	8	24	8	15	4	27	7			40	13	
	ロ	392	197	22	150	23	166	12	191	23	24		327	41	
	ハ	54	39	6	9		34	2	17	1	2		52		
	ニ	176	84	10	66	16	53	3	104	16	6	1	146	23	
3	イ	52	25	1	21	5	27	1	20	4	2		45	5	
	ロ	5,996	2,463	405	2,143	985	955	138	3,936	967	160	9	4,669	1,158	
4		10,398	4,101	329	4,650	1,318	1,769	168	7,102	1,359	353	19	8,142	1,884	
5	イ	1,148	903	85	83	77	779	62	231	76	28	2	992	126	
6	イ	(1)	226	173	12	18	23	142	5	50	29	33	1	154	38
		(2)	89	69	3	3	14	40	1	32	16	2		71	16
		(3)	397	338	12	24	23	248	8	112	29	25	1	328	43
		(4)	3,438	2,247	127	527	537	1,039	69	1,791	539	112	8	2,644	674
	ロ	(1)	2,308	1,781	85	154	288	865	36	1,060	347	92	3	1,809	404
		(2)	7	5		2		2	1	4		2		5	
		(3)	6	6				4		2				6	
		(4)	20	14	1	2	3	9	1	6	4	6		13	1
		(5)	516	328	32	63	93	134	21	255	106	8		394	114
	ハ	(1)	1,242	888	95	127	132	431	31	604	176	34	1	942	265
		(2)	6	4		2		1	1	4		1		5	
		(3)	2,126	1,663	107	187	169	918	93	872	243	77	16	1,733	300
		(4)	355	148	28	84	95	87	17	154	97	12	1	242	100
		(5)	1,326	737	89	255	245	325	50	673	278	32	6	1,007	281
	ニ	689	537	39	84	29	317	15	316	41	37	8	583	61	
	9	イ	40	27	4	7	2	23	3	11	3	3		34	3
	12	ロ	37	11		8	18	9		9	19	4		15	18
	16	イ	22,324	8,372	1,189	9,941	2,822	4,928	446	14,096	2,854	455	33	18,841	2,995
		ロ	801	261	54	372	114	90	27	572	112	9	1	429	362
	16の2		2	1		1				2				2	
16の3		1		1					1				1		
高層建築物		3,551	1,179	154	848	1,370	1,074	163	988	1,326	142	12	2,296	1,101	
合計		61,740	29,106	3,091	20,721	8,822	15,863	1,496	35,168	9,119	1,823	133	49,042	10,648	

第8-10表 建築同意事務処理状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

申請要旨	同意		小計	不同意 件数	不同意の理由			総計
	指導無	指導有			消防法	建築基準法	その他	
新築	11,384	2,059	13,443					13,443
増築	721	359	1,080					1,080
改築	7	5	12					12
移転	5	1	6					6
修繕	1	1	2					2
模様替	2		2					2
用途変更	25	50	75					75
その他	162	46	208					208
合計	12,307	2,521	14,828					14,828

第8-11表 防火対象物定期点検報告等の実施状況

令和7年3月31日現在

防火 対象物 の区分	該当防火対象物数				点検報告済 防火対象物数		特例認定済 防火対象物数		点検報告 件数		認定件数		
	第1号該当	第2号該当		第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当	第1号 該当	第2号 該当		
		複数 権原	複数 権原										
1	イ	83	1	1		38	1	21		46	1	13	
	ロ	1,105	14	16		636	9	179	3	782	11	73	
2	イ	1		6	3								
	ロ	220	4	4		144	4	16		169	4	9	
	ハ			21	5			13			22		
	ニ	18	1	25	1	10	13			12	16		
3	イ	1		3		1			2	1		2	
	ロ	42	22	284	53	16	112		6	161	202	1	
4		978	73	144	4	653	64	86	6	844	97	73	
5	イ	146	18	106		94	52	10	9	120	60	13	
6	イ	(1)	83	2	7		51	4	16		60	5	12
		(2)	1		7			2	1	3		2	3
		(3)	88	2	26		47	12	19	6	61	14	16
		(4)	9	1	63	2	6	42	2	6	7	46	2
	ロ	(1)	25	1	70		15	44	2	1	17	51	1
		(2)											
		(3)											
		(4)	1		1			1	1			1	1
		(5)	2		23			12		2		13	1
	ハ	(1)	33		21		17	16	8	1	20	16	1
		(2)											
		(3)	61	3	18		38	11	10	1	41	12	6
		(4)	1	1	4	1		1				2	
(5)		8	1	26		4	8	3	5	4	9	5	
ニ	61		13		34	5	10	2	39	8	5		
9	イ	16				10				13			
16	イ	1,552	791	552	363	666	181	137	22	7,203	1,075	1,342	
16の2		5	5					5		87	6	385	
合計		4,540	940	1,441	432	2,480	607	526	75	9,687	1,673	1,953	

第8-12表 令和6年度消防設備士試験実施状況

令和7年3月31日現在

消防設備士 試験の区分		試験 申請者数 (ア)	試験 受検者数 (イ)	筆記試験		実技試験		最終合格	
				合格者数 (ウ)	合格率 (ウ)/(イ)	合格者数 (エ)	合格率 (エ)/(ウ)	合格者数 (オ)	最終 合格率 (オ)/(イ)
甲 種	特類	85	67	24	35.8	0	-	24	35.8
	第1類	918	691	370	53.5	207	55.9	207	30.0
	第2類	294	252	144	57.1	77	53.5	77	30.6
	第3類	269	215	134	62.3	46	34.3	46	21.4
	第4類	1,593	1,204	595	49.4	388	65.2	388	32.2
	第5類	259	194	106	54.6	72	67.9	72	37.1
	小計	3,418	2,623	1,373	52.3	790	58.6	814	31.0
乙 種	第1類	140	126	69	54.8	50	72.5	50	39.7
	第2類	67	59	34	57.6	18	52.9	18	30.5
	第3類	268	255	109	42.7	48	44.0	48	18.8
	第4類	516	395	218	55.2	147	67.4	147	37.2
	第5類	81	68	38	55.9	25	65.8	26	38.2
	第6類	2,365	1,998	1,200	60.1	812	67.7	812	40.6
	第7類	331	282	207	73.4	46	※ 70.8	188	66.7
	小計	3,768	3,183	1,875	58.9	1,146	66.2	1,289	40.5
合計		7,186	5,806	3,248	55.9	1,936	62.8	2,103	36.2

※電気工事士免状所持者は、実技試験を免除されています。

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和6年度)

年度	区分 種別	合計	甲 種						
			小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類
昭和 41 年	申請者数	189,628	97,978	902	31,389	6,892	6,995	46,712	5,088
	受験者数	162,954	82,832	810	25,963	5,936	5,891	39,877	4,355
	合格者数	63,609	29,194	143	7,779	2,575	2,191	14,861	1,645
	合格率	39.0	35.2	17.7	30.0	43.4	37.2	37.3	37.8
	免状交付数	62,896	28,945	134	7,723	2,559	2,176	14,729	1,624
2	申請者数	2,853	1,351	29	376	95	108	655	88
	受験者数	2,388	1,110	23	288	85	97	543	74
	合格者数	926	409	6	104	32	44	196	27
	合格率	38.8	36.8	26.1	36.1	37.6	45.4	36.1	36.5
	免状交付数	898	392	6	100	29	42	189	26
3	申請者数	5,422	2,716	57	726	180	248	1,305	200
	受験者数	4,454	2,207	53	578	144	215	1,054	163
	合格者数	1,781	786	21	184	54	88	384	55
	合格率	40.0	35.6	39.6	31.8	37.5	40.9	36.4	33.7
	免状交付数	1,694	763	21	182	53	79	374	54
4	申請者数	6,431	3,343	72	877	277	303	1,567	247
	受験者数	5,348	2,756	59	693	250	259	1,280	215
	合格者数	1,961	853	19	184	75	94	404	77
	合格率	36.7	31.0	32.2	26.6	30.0	36.3	31.6	35.8
	免状交付数	1,653	764	19	165	71	89	354	66
5	申請者数	5,285	2,721	74	734	251	228	1,227	207
	受験者数	4,223	2,112	57	551	214	192	934	164
	合格者数	1,420	558	21	66	51	52	310	58
	合格率	33.6	26.4	36.8	12.0	23.8	27.1	33.2	35.4
	免状交付数	1,582	609	19	77	52	59	338	64
6	申請者数	7,186	3,418	85	918	294	269	1,593	259
	受験者数	5,806	2,623	67	691	252	215	1,204	194
	合格者数	2,103	814	24	207	77	46	388	72
	合格率	36.2	31.0	35.8	30.0	30.6	21.4	32.2	37.1
	免状交付数	1,257	499	16	116	50	37	237	43
累計	申請者数	216,805	111,527	1,219	35,020	7,989	8,151	53,059	6,089
	受験者数	185,173	93,640	1,069	28,764	6,881	6,869	44,892	5,165
	合格者数	71,800	32,614	234	8,524	2,864	2,515	16,543	1,934
	合格率	38.8	34.8	21.9	29.6	41.6	36.6	36.9	37.4
	免状交付数	69,980	31,972	215	8,363	2,814	2,482	16,221	1,877

第8-13表 年度別消防設備士試験実施状況

(昭和41年度～令和6年度)

年度	種別	乙種								試験日
		小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	
昭和41 5 令和元	申請者数	91,650	8,112	2,180	2,760	15,995	2,515	41,705	18,383	
	受験者数	80,122	7,154	1,952	2,472	13,528	2,231	36,522	16,263	
	合格者数	34,415	2,269	691	749	4,752	997	14,934	10,023	
	合格率	43.0	31.7	35.4	30.3	35.1	44.7	40.9	61.6	
	免状交付数	33,951	2,250	685	741	4,623	984	14,743	9,925	
2	申請者数	1,502	85	19	22	298	36	885	157	R2.11.15
	受験者数	1,278	70	17	21	247	32	748	143	
	合格者数	517	20	8	5	59	20	310	95	
	合格率	40.5	28.6	47.1	23.8	23.9	62.5	41.4	66.4	
	免状交付数	506	21	8	5	60	19	297	96	
3	申請者数	2,706	133	38	76	545	67	1,560	287	R3.5.16 R3.11.28
	受験者数	2,247	101	34	70	432	56	1,303	251	
	合格者数	995	32	14	28	148	18	600	155	
	合格率	44.3	31.7	41.2	40.0	34.3	32.1	46.0	61.8	
	免状交付数	931	28	14	25	129	18	573	144	
4	申請者数	3,088	172	43	139	624	73	1,706	331	R4.5.29, R4.11.27 R5.2.5
	受験者数	2,592	143	34	136	495	66	1,414	304	
	合格者数	1,108	48	10	58	152	28	590	222	
	合格率	42.7	33.6	29.4	42.6	30.7	42.4	41.7	73.0	
	免状交付数	889	41	7	35	120	26	480	180	
5	申請者数	2,564	124	30	194	466	81	1,430	239	R5.5.28, R5.9.10 R5.11.26
	受験者数	2,111	99	27	178	377	70	1,154	206	
	合格者数	862	38	5	43	148	29	466	133	
	合格率	40.8	38.4	18.5	24.2	39.3	41.4	40.4	64.6	
	免状交付数	973	35	5	66	159	26	536	146	
6	申請者数	3,768	140	67	268	516	81	2,365	331	R6.5.26, R6.9.8 R7.2.16
	受験者数	3,183	126	59	255	395	68	1,998	282	
	合格者数	1,289	50	18	48	147	26	812	188	
	合格率	40.5	39.7	30.5	18.8	37.2	38.2	40.6	66.7	
	免状交付数	758	30	15	37	93	15	452	116	
累計	申請者数	105,278	8,766	2,377	3,459	18,444	2,853	49,651	19,728	
	受験者数	91,533	7,693	2,123	3,132	15,474	2,523	43,139	17,449	
	合格者数	39,186	2,457	746	931	5,406	1,118	17,712	10,816	
	合格率	42.8	31.9	35.1	29.7	34.9	44.3	41.1	62.0	
	免状交付数	38,008	2,405	734	909	5,184	1,088	17,081	10,607	

第8-14表 消防設備士講習実施状況

昭和50年度～平成8年度

年度	区分	講習実施区分					計
		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	
50 5 8	受講申請者数	16,976	4,371	31,912	2,547	12,672	68,478
	受講者数	16,384	4,184	30,983	2,458	12,379	66,388
	欠席者数	592	187	929	89	293	2,090

平成9年度～令和6年度

年度	区分	講習実施区分				計
		特殊消防用設備	消火設備	警報設備	避難設備	
9 5 25	受講申請者数	189	16,524	25,292	17,216	59,221
	受講者数	185	16,191	24,801	16,987	58,164
	欠席者数	4	333	491	229	1,057
26	受講申請者数	28	1,015	1,337	1,214	3,594
	受講者数	27	1,002	1,313	1,201	3,543
	欠席者数	1	13	24	13	51
27	受講申請者数	45	965	1,558	1,099	3,667
	受講者数	43	941	1,524	1,084	3,592
	欠席者数	2	24	34	15	75
28	受講申請者数	27	825	1,654	1,158	3,664
	受講者数	26	810	1,629	1,145	3,610
	欠席者数	1	15	25	13	54
29	受講申請者数	49	863	1,429	1,181	3,522
	受講者数	48	856	1,414	1,161	3,479
	欠席者数	1	7	15	20	43
30	受講申請者数	41	851	1,348	1,060	3,300
	受講者数	40	837	1,318	1,045	3,240
	欠席者数	1	14	30	15	60
元	受講申請者数	49	991	1,480	1,232	3,752
	受講者数	49	974	1,459	1,218	3,700
	欠席者数	0	17	21	14	52
2	受講申請者数	45	894	1,445	1,150	3,534
	受講者数	45	879	1,427	1,136	3,487
	欠席者数	0	15	18	14	47
3	受講申請者数	39	828	1,480	1,121	3,468
	受講者数	39	803	1,433	1,091	3,366
	欠席者数	0	25	47	30	102
4	受講申請者数	56	839	1,430	1,196	3,521
	受講者数	56	824	1,410	1,165	3,455
	欠席者数	0	15	20	31	66
5	受講申請者数	56	869	1,531	1,267	3,723
	受講者数	55	852	1,502	1,237	3,646
	欠席者数	1	17	29	30	77
6	受講申請者数	53	901	1,471	1,267	3,692
	受講者数	52	886	1,442	1,243	3,623
	欠席者数	1	15	29	24	69
累 計	受講申請者数	624	25,464	39,984	28,894	94,966
	受講者数	613	24,969	39,230	28,470	93,282
	欠席者数	11	495	754	424	1,684